

## 東広島市農業委員会令和5年1月（第1回）総会議事録

- 1 開催日時 令和5年1月31日(火) 午前10時00分から10時57分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 20人

### 本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	木原省五	3	清水壽昭	4	窪田恒治
5	台川洋子	7	岡土居正弘	8	古本啓之
9	大月みどり	10	岡本義則	11	黒川克輝
12	荒谷義憲	13	住井正美	16	吉高信夫
17	長原毅	18	在間輝昭	19	仲伏英雄
20	杉本源藏	21	脇坂俊之	22	高尾昭臣
23	古川みどり	24	土井浩文		

- 4 欠席委員 3人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	6	小倉亜紗美	15	原茂正

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 16番 吉高 信夫 委員 17番 長原 毅 委員

- 7 次第

(1) 開会

(2) 議事録署名者指名

(3) 会期の決定

(4) 議案

議案第1号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第3号 国税徴収法による農地等の公売に伴う買受適格証明（農地法第3条関係）に

対する処分決定について

- 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第6号 空き家に附属する農地の下限面積の設定について

(5) 報告

- 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分について  
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について  
報告第3号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について  
報告第4号 農地転用（農業用施設）届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己
局長補佐	大 下 宏 治
局長補佐	定 井 芳 紀
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	和 田 麻依子
農地係主任	豊 田 宏
農地保全係主任主事	坂 見 浩 充
農地保全係一般事務員	西 田 直 子

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主査 栞 原 大 輔

議 長	<p>それでは、これより令和5年度1月総会を開催いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行をいたします。座らせてもらいます。</p> <p>在任委員数23人中19人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、16番吉高委員、それから17番の長原委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、令和5年1月31日1日限りとさせていただきますよろしいでしょうか。</p>
	<p>&lt; 異議なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、会期は令和5年1月31日1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>なお、1月となりますので、議案の番号が1番からになりますので、ご承知してください。</p> <p>まず、議案第1号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、この案件は東広島市長から意見を求められているため、農林水産課より説明をお願いいたします。</p>
栗原主査	<p>それでは、議案第1号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」ご説明いたします。</p> <p>これより着席して説明させていただきます。</p> <p>まず初めに、農業振興地域整備計画変更案、こちらを議案として提出させていただくスケジュールが例年と異なる点についてご説明させていただきます。</p> <p>昨年1月に受け付けました農用地区域の変更申出を反映させた本市の地域整備計画案に対して異議申出がされたことに伴い、変更事務のスケジュールに変更が生じております。</p> <p>そのため、通常であれば1月で受け付けたものは7月上旬には計画確定しているところですが、このたびは異議申出による再審査等を経て、昨年12月4日付で確定しております。1月分が確定したことによって、5月と9月の受付期間中に受理した変更申出の審査を進めることができるようになりましたので、このたび5月、9月分を一括して計画に反映させた変更案を議案として提出させていただいております。</p> <p>それでは、配付させていただいております議案第1号別紙1、こちらをご覧ください。</p> <p>本案は、昨年5月と9月に受け付けました農業振興地域の農用地区域からの除外申出等に伴いまして、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、農業委員会へご意見をお伺いするものでございます。</p> <p>今回の東広島市農業振興地域整備計画の変更点について、概要を説明させていただきますが、その前に議案の一部に誤りがありますので、訂正させていただきます。</p> <p>議案5ページの、まず位置番号45につきましては、位置の欄に表記しております住所の小字、こちらが二筆とも「後」となっておりますが、正しくは「原比」となります。大変申し訳ございません。資料の準備が間に合いませんでしたので、口頭にて訂正をさせていただきます。</p> <p>それでは、概要の説明をさせていただきます。</p> <p>議案の2ページをご覧ください。</p> <p>農用地区域からの除外についてでございます。</p> <p>本案におきましては、住宅や携帯基地局、市街化区域への編入などを目的とした45件の申出に基づき、約52,401.25㎡を除外しようとするものでございます。これらの各案件につきましては、従前の手続に伴い、庁内関係課及びJAなど関係機関と事前審査を行いまして、除外可否の判断を行ってきたところでございます。</p> <p>なお、各申出地における土地改良事業の有無は、7ページ以降に掲載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>その結果、一覧表にある45件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第</p>

栗原主査	<p>2項の除外要件を満たすことから、除外を認めたいと考えております。</p> <p>続いて、10ページをご覧ください。</p> <p>農用地区域への編入についてでございます。</p> <p>本案におきましては、中山間地域等直接支払いに取り組むことを目的とした9件の申出に基づくもので、27,394㎡を編入しようとするものでございます。農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項の農振農用地とすべき要件を満たすことから、編入を認めたいと考えております。</p> <p>なお、今回の変更に際して、用途区分変更の申出はございません。また、除外による補助金の返還等の確認状況につきましては、14ページ以降に記載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですね。ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第1号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。</p> <p>農林水産課の栗原さん、ありがとうございました。</p> <p>退席をお願いします。ご苦労さんでした。</p>
	< 栗原主査、退室 >
議長	<p>続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
豊田主任	<p>それでは、総会議案の2ページをご覧ください。</p> <p>議案第2号についてご説明いたします。</p> <p>今月は9件の申請がありました。内訳は5ページに記載のとおりでございます。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>まず、1-1でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。</p> <p>受人には2人の労働力がありまして、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、2-2でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。</p> <p>受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、3-3でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。</p> <p>受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、4-4でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。</p> <p>受人は、●歳の方です。</p> <p>この度、渡人から農地を引き継ぎ、受人夫婦と娘3人で営農をされる計画です。申請地では、水稲や野菜を作付する計画で、農業経験のある地元住民等に教わりながら営農に従事される計画です。</p> <p>また、受人の娘さんにつきましては、今年4月から園芸センターで行っている新規就農者研修を受けるということで、今申込みをしている状況でございます。</p> <p>なお、申請地の一部に農業用倉庫を設置していることから、取得と同時に農業用施設届出</p>

豊田主任	<p>を提出するよう指導しております。</p> <p>続いて、5-5でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。</p> <p>受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、6-6でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。</p> <p>受人は、●歳の会社員です。</p> <p>この度、渡人から農地を引き継ぎ、受人を含め4人で営農をされる計画です。申請地では、水稻や野菜を作付する計画で、地元住民等に教わりながら営農に従事する計画でございます。</p> <p>続いて、7-7でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。</p> <p>受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、8-8でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。</p> <p>受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、9-9でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>以上、9件の申請につきましては、周辺地域における効率的・総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、それではご質問、ご意見がありましたら発言をお願いします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第3号「国税徴収法による農地等の公売に伴う買受適格証明（農地法第3条関係）に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
豊田主任	<p>それでは、総会議案の6ページをご覧ください。</p> <p>議案第3号についてご説明をいたします。</p> <p>今月は、国税徴収法による農地等の公売に伴う買受適格証明の申請が1件ありました。</p> <p>これより座って説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、1-1について説明いたします。</p> <p>経営規模拡大のため、買受けしようとするものです。</p> <p>申請人は、現在園芸センターにて2年間研修を受けている方でございます。申請地では、トルコギキョウを作付する予定でございます。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>以上、申請のあった1件につきましては、周辺地域における効率的・総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。また、申請人が最高価買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請があった場合、許可してよいか併せてご審議ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	ただいま事務局から説明がありました。

議 長	担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないということなので、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第3号「国税徴収法による農地等の公売に伴う買受適格証明（農地法第3条関係）に対する処分決定について」は、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第3号「国税徴収法による農地等の公売に伴う買受適格証明（農地法第3条関係）に対する処分決定について」は、許可することに決定をいたします。 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
大 下 局 長 補 佐	議案の8ページをお願いいたします。 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。 座って説明をさせていただきます。 9ページをお願いいたします。今月は1件の申請がございました。 申請番号1-1、●●町●●における墓地への転用事案でございます。 申請地は、●●がございましたところの北西約2kmに位置する小高い第2種農地で、申請人は隣地にお住まいの方でございます。申請人の墓地は、現在自宅から離れた山中にあり管理が困難になっていることから、自宅に隣接する申請地に移転することとし、転用許可申請をされたものでございます。 なお、墓地の経営許可につきましては、担当部局に申請書が提出をされております。 説明は以上でございます。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、今回の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象外のため、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可することに決定をいたします。 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
和 田 主 査	総会議案の10ページをご覧ください。 議案第5号について説明いたします。 初めに、議案の差し替えをお願いいたします。 本日お配りした資料で、ページ番号15、16と両面印刷されているものをご覧ください。 既にお配りしております総会議案の16ページ、議案番号19-19について、申請人より申請の取下げがございましたので、議案より削除させていただきました。併いまして、今月の申請は19件となります。内訳については、総会議案の16ページをご覧ください。 内容については、座って説明させていただきます。 それでは、1-1から3-3について説明いたします。同一案件ですので、一括して説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。 申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。

<p>和田主査</p>	<p>受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。  この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。  続いて、4-4について説明します。  太陽光発電設備への転用事案です。  申請地は、●●の東約1.4kmに位置する第2種農地でございます。  受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。  この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。  続いて、5-5から7-7は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明いたします。  議案5-5から7-7の3事案につきまして、太陽光発電設備への転用事案となっております。  受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。  5-5につきましては、●●の北西に位置する第2種農地でございます。  6-6は、●●の東に位置する第2種農地でございます。  7-7は、●●の北東に位置する第2種農地でございます。  この3事案につきまして、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。  続いて、8-8について説明します。  仮設事務所への一時転用事案です。  申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。  受人は、●●に居住されています。令和5年4月に行われます選挙への出馬予定があり、選挙事務所として令和5年4月30日までの間、申請地を転用しようとするものでございます。期間終了後は、農地へ復元する予定でございます。  続いて、9-9について説明します。  社会福祉施設及び駐車場への転用事案です。  申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。  受人は、●●に本店を置き、介護保険法に基づく地域密着型サービス事業等を営む法人です。  この度、東広島市介護保険事業計画により整備予定の地域密着型サービス事業運営事業者の公募により選定された小規模多機能型居宅介護施設を建設するため、転用しようとするものでございます。申請地においては、隣接の雑種地と共にタクシー会社の車両置場として使用されておりましたが、現在は土地の返還を受け舗装なども撤去されている状態でございます。申請人より始末書を徴取し、本申請を受け付けております。  なお、建築許可申請については、担当部局に提出済みでございます。  続いて、10-10について説明します。  太陽光発電設備への転用事案です。  申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。  この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。申請地には、以前から渡人が許可を得ることなく倉庫を建築し使用しておりましたため、始末書を添付しておられます。  なお、許可後は倉庫を撤去される予定です。  続いて、11-11について説明いたします。  仮設現場事務所及び駐車場への一時転用事案です。  申請地は、●●の南西に位置します農用地区域内農地でございます。  受人は、●●に本店を置き、空調設備及び電気設備の設計施工監理を営む法人です。受人は、現在近隣の半導体製造工場において空調施設等の維持管理業務を行っており、この度、現在の事務所のある場所が工場拡張の敷地に供されることとなり、退去する必要が生じたものであり、24時間体制のメンテナンスの必要性から工場に近い本申請地をやむなく選定し、許可後3年間、一時的に事務所を設置するため、転用しようとするものでございます。申請</p>
-------------	---

和田主査

地には、転用許可を得て農産物販売所が設置されておりますが、許可後撤去される予定で、一時利用期間終了後は全体を農地へ復元する予定でございます。

本件は、3年以内の転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号イ、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして、農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。

続いて、12-12について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。

申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。

受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。

この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。

続いて、13-13について説明します。

資材置場への転用事案です。

申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。

受人は、●●に本店を置き、建設工事の設計、施工及び産業廃棄物の処理業、採石業等を営む会社です。

この度、事業拡大に伴い新たな資材置場が必要となったため、申請地を資材置場として転用しようとするものでございます。

続いて、14-14について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。

申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。

受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。

この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。

続いて、15-15について説明します。

一般住宅及び車庫への転用事案です。

申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。

受人は、●●で借家に居住されています。

この度、祖母の所有する本申請地に住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。

続いて、16-16について説明します。

駐車場及び防火水槽への転用事案です。

申請地は、●●の西に位置する第2種農地でございます。

受人は、申請地の西に隣接する宗教法人でございます。

現在、参拝者用の駐車場が7台程度しかないため、本申請地を駐車場として整備するため、転用しようとするものでございます。申請地は、既に砂利が敷かれ駐車場として利用されていることから、申請人より始末書を徴取しております。

また、防火水槽が設置されており、今後も地域防災のため利用される予定でございます。

続いて、17-17について説明します。

太陽光発電設備への転用事案でございます。

申請地は、●●の北西に位置する第2種農地でございます。

受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。

この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。本件は、令和4年5月に開催されました農業委員会総会において太陽光発電設備への転用を許可されたものでございますが、譲渡人が死亡していたということが判明したため、相続人及び譲受人から新たに許可申請をされたものでございます。

続いて、18-18について説明します。

進入路への転用事案です。

申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。

受人は、●●で借家に居住されています。

和田 主査	<p>この度、東広島空き家バンクにて空き家を取得し建て替え工事を行う予定であり、住宅への進入路を確保するため、転用しようとするものでございます。</p> <p>続いて、19-19について説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。</p> <p>申請地は、●●の北東約600mに位置する第2種農地でございます。</p> <p>受人は、●●に本店を置き、土木建築測量設計等を営む法人です。申請地の隣接地に支社社屋があり、従業員及び来客用駐車場として整備するため、転用しようとするものでございます。申請地については、平成26年に隣接農地において農地転用の許可を取り駐車場として整備しておりますが、その際にこの形状から施工範囲であると誤った認識の下に一体的に舗装したものであり、許可を得ていないことが判明したため、始末書と共に許可申請をされたものでございます。</p> <p>以上、説明いたしました19件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や農振農用地における転用は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は上程議案中、11-11、13-13を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ご意見がないということなので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、11-11、13-13については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、11-11、13-13については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第6号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
坂 見 主任 主事	<p>議案の17ページ、議案第6号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」説明させていただきます。</p> <p>最後のページ、18ページをご覧ください。</p> <p>内訳につきましては、最後の行の記載のとおりです。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>申請番号1、●●から南西に位置します空き家に附属する2筆の農地について、下限面積を1aにするものです。現在、申請の農地は耕作されておりません。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。</p> <p>申請番号2、●●から南東に位置します空き家に附属する1筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。現在、申請の農地は耕作されておりません。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。</p> <p>説明は以上です。ご審議をお願いいたします。</p>

議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんで必要があれば補足説明をお願いしたいと思います。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないということなんで、それでは採決に入ります。 議案第6号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地を下限面積1aに設定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第6号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地は、下限面積1aに設定することに決定をいたします。 続いて、日程第4の報告に入ります。 報告第1号から報告第4号について事務局の説明を求めます。
本越局長	私から、報告事項の説明をいたします。 資料の報告事項をご覧ください。 報告第1号から報告第4号につきましては、東広島市農業委員会事務局規程第7条の規定に基づきまして、事務局において専決処分をさせていただきました。概要をご報告させていただきます。 1ページをご覧ください。 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページをご覧ください。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は3件受理をいたしました。内容については、ご覧ください。 続きまして、3ページでございます。 報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4ページから7ページをご覧ください。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は15件の届出を受理いたしました。内容については、ご覧のとおりでございます。 なお、申請番号が途中から1番に変わっていますが、先月の報告以降に昨年を受けたものが番号が大きいもの、1月になって受けたのが1から始まっていますので、計15件でございます。 8ページをご覧ください。 報告第3号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 9ページから11ページをご覧ください。 法務局からの農地の転用事実に関する照会につきましては、今月は16件照会がございました。内容は、ご覧のとおりでございます。 12ページをご覧ください。 報告第4号「農地転用届出の受理について」でございます。 先ほど差し替え分を付け足していただいておりますが、農業用施設への転用は、今月は1件ございました。内容は、差し替えのご覧のとおりでございます。 報告は以上でございます。
議 長	報告が終わりました。 続きまして、日程第5、その他に入ります。 委員さんから何かございましたらお願いをいたします。
古川委員	23番古川です。座ったままですみません。 私からは、女性部会の活動として計画しております、女性のための農業機械等安全取扱講習会の開催についてご報告させていただきます。

古川委員	<p>今年で多分5回目だと思うんですけど、人気になっておりますので、今年も頑張ってやりたいと思っております。この講習会は、広島中央農業協同組合のご協力により開催するもので、農業委員会の活動の一つとして、一般女性を対象として参加者を募り開催するものです。開催日時は3月8日水曜日1時半からで、開催場所は河内町入野のJA全農ひろしま広島営農技術センターで行うようにしております。</p> <p>広報東広島2月号でも募集を行い、先着順で定員20名となり次第打ち切ることとしております。</p> <p>なお、募集は市広報紙のほか、FM東広島、市民課番号案内システムへの表示を予定しております。参加費は無料で、開催の目的は女性の方に農機具、今回は草刈り機と管理機、トラクターを予定しております、その操作を学んでもらい、一人でも多くの女性の方に農業に関心を持っていただき、農業に参加してもらうことを目的として開催するものでございます。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかには。</p>
本越局長	<p>私から、先月の総会でもご報告させていただきましたが、推進委員についてでございます。農業委員のほぼ内定がしまして、2月議会で農業委員の選任につきまして議案が提出される予定です。それに基づきまして、推進委員の重複されて申し込まれた方が推進委員は外れるということになりますので、数地区においてまだ欠員が生じている状態ですので、追加募集をします。</p> <p>現在、欠員が生じているところは、西条の3、西条の5……。場所的に言いますと、西条の3が寺家とかです。旧2号線の北側地区の。西条の5、福本、大沢。八本松の1、八本松の飯田から宗吉にかけて。あと、黒瀬の1、国近と大多田地区。黒瀬の3、兼沢、津江の5地区につきまして現在欠員がありますので、追加募集をさせていただきます。</p> <p>追加募集を、選考委員会を開いていただきまして正式に決めていただいた後、また総会において報告し、新年度の6月1日の初総会で承認といった形になりますので、選考委員の方につきましては、今後選考委員会を数回開かせていただきますので、ご協力をお願いいたします。選考委員さんは各地区の協議会の幹事さんが一応選考委員になることになっていきますので、ご承知おきをください。</p> <p>推進委員につきましては以上でございます。</p>
高尾委員	いつから募集。
本越局長	一応、明日からで、もう期間があまりないので、今回は1か月期間を設けましたが、もうちょっと短くする予定です。よろしくお願いいたします。
議長	ほかには何かありますか。
	< なし >
議長	ないようですので、次回の総会について大月職務代理者からお願いをいたします。
大月会長 職務代理者	<p>失礼いたします。</p> <p>次回2月総会は、2月28日火曜日、変則的14時から市役所本館3階303号室を予定しております。開催時間が午後2時となっておりますので、間違えのないようよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、委員の皆様には長時間にわたり審議、誠にありがとうございました。</p> <p>以上で1月総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議長(会長) 16番 吉高 信夫 委員 17番 長原 毅 委員